

証明書が取得できるサービスです。証明手数料は窓口より100円お得です。※住基カードは平成24年7月9日以降に発行された証明書自動交付サービス搭載の本市発行のものが必要 ※詳細は市ホームページで確認するか、問い合わせを

平成27年度償却資産の申告はお済みですか

平成27年度償却資産の申告期限は2月2日(月)です。事業を営んでいる方は、至急申告書を提出してください。

※電子申告システム(eLTAx)からも申告できます

▽提出先 資産税課、各総合支所 市民生活課

▽資産税課 (☎231-1918)、各総合支所 市民生活課 (☎287-4001) 豊田 (☎766-2953) 豊浦 (☎772-4012) 豊北 (☎782-1918)

ハートピア共済に加入しませんか

月々わずかな掛け金で、死亡、障害、入院、住宅災害などを保障し、結婚、出産、銀婚、小・中・

高校入学祝い金も給付します。全国宿泊施設利用料助成、人間ドック・脳ドック受診料助成、国家資格試験等受験料助成もあります。

▽県内の中小企業の勤労者で契約発効日の前日に健康な方

▽掛け金(月掛) 1型 450円 2型 900円 3型 1500円 4型 2000円 高齢者型 450円 ファミリー型 500円 年齢 満15歳 満71歳(子どもは0歳 満25歳未満) 山口県勤労福祉共済会下関市駐在 (☎233-0810)へ。

園産業立地・就業支援課 (☎231-1310)

田耕小学校の閉校記念式典

3月に閉校する田耕小学校で、閉校記念式典を開催します。

※平成27年4月から滝部小学校と統合し、場所・学校名は現在の滝部小学校となります

2月22日(日)午前10時 田耕小学校屋内運動場(豊北町大字田耕) 園教育政策課 (☎231-1560)

2月の献血

15日(日) 午前10時～正午、午後1時15分～4時 / ゆめシテイ(はたちの献血) キャンペーン(記念品・啓発資材配布など)を実施



※400ml献血限定 園保健総務課 (☎231-1426)

各総合支所管内

■申告会場・期間

- 【菊川町管内】 ▷総合支所=2/10~3/16
- 【豊田町管内】 ▷総合支所=1/26~2/4 ▷三豊公民館=2/5、6 ▷豊田下公民館=2/10、12、13 ▷豊田中公民館=2/16~20 ▷とのい夢・夢ハウス=2/24~26 ▷豊田生涯学習センター=3/2、3、5、6、9、11、12、13、16
- 【豊浦町管内】 ▷豊浦ふれあいセンター=2/3 ▷室津公民館=2/4 ▷豊浦勤労青少年ホーム=2/5 ▷小串公民館=2/6 ▷総合支所=2/9~3/16
- 【豊北町管内】 ▷矢玉自治会館=2/18 ▷神玉公民館=2/19 ▷豊北生涯学習センター=2/20 ▷和久健康センター=2/23 ▷角島開発総合センター=2/24 ▷県漁協組合豊浦支店=2/25 ▷阿川公民館=2/26、27 ▷栗野浦自治会館=3/2 ▷栗野公民館=3/3 ▷田耕農林漁家婦人活動促進センター=3/4、5 ▷上畑自治会館=3/6 ▷二見集会所=3/9 ▷総合支所=2/2~17、3/10~16

■受付時間

会場によって受付時間が異なります。地区の割当もあるため、各総合支所から個別に配布・回覧する文書などで確認を。

市・県民税の申告は 3月16日(月)までに (土・日曜日、祝日を除く)

本庁管内

■申告会場・期間

- ▷内日公民館=2/2、3
- ▷吉母公民館=2/3
- ▷吉見公民館=2/4、5
- ▷吉田公民館=2/5、6
- ▷安岡公民館=2/6、9
- ▷清末公民館=2/9、10
- ▷王喜公民館=2/10、12
- ▷王司公民館=2/12、13
- ▷勝山公民館=2/13、16、17
- ▷長府東公民館=2/18、19
- ▷小月公民館=2/20、23
- ▷川中公民館=2/24、25、26
- ▷長府公民館=2/27、3/2、3
- ▷彦島公民館=3/4、5、6
- ▷市役所7階大会議室=2/16~3/16

■受付時間

午前9時~11時30分、午後1時~4時30分 ※市役所駐車場は庁舎建設工事のため、大変混雑することが予想されます。車で来庁の際には、赤間町駐車場の利用を

平成27年度 市・県民税の申告を

園市民税課 (☎231-1916)

平成27年1月1日現在、市内に住所があり、平成26年中に次のことに該当する方 ▷商業、製造業、農業、漁業などの事業をしている方 ▷地代、家賃などの収入があった方 ▷土地や建物を売って、譲渡所得があった方 ▷給与所得者で勤務先から給与支払報告書の提出がない方、他に所得のある方 ▷平成26年中に会社などを退職した方 ▷雑損控除や医療費控除を受けようとする方 ▷市内に住所はないが、事業所や家屋敷のある方 ※一年間の公的年金等の収入が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告は不要(還付を受ける場合などを除く)ですが、公的年金等以外の所得がある場合や控除の変更・追加がある場合は、市・県民税の申告が必要 ※市・県民税の申告が必要な方は、申告書が届いていない場合でも各会場に用意する申告書か、市ホームページのシステムで作成した申告書で申告を ※所得のない方も申告が済んでいないと所得などの証明書の発行不可 ※平成26年分の確定申告をする方は市・県民税の申告の必要なし

●おわびと訂正 市報しものせき1月号に誤りがありました。6ページ右下文章中の「悠遊ウォーク」は、正しくは「湯遊ウォーク」です。おわびして訂正します。

お知らせ